

区分所有法 管理者 宅建 H12-13-4 <<#623>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者をその職務に関し区分所有者のために原告又は被告とする場合は、**集会の決議**の方法で決することが必要で、**規約**によっても、それ以外の方法による**旨**定めることはできない。

【答え】 誤り

《ポイント》 **管理者の権限** 【発展】

4 管理者は、**規約**又は**集会の決議**により、その職務に関し、区分所有者のために、**原告又は被告**となることができる。

5 管理者は、前項の**規約**により原告又は被告となつたときは、**遅滞なく、区分所有者にその旨を通知**しなければならない。（区分法 36 条 4 項、5 項）

⇒ 「**集会の決議**」によるときは、この**通知は不要**